一時保育利用のご案内

芝山町こども保健課子育て支援係
０４７９－７７－１８９７

１．一時保育とは

保護者の方の就労・出産・看護・冠婚葬祭などいろいろな事情により、家庭でお子さんを一時的に見られないときや育児のリフレッシュをしたいときなどにお子さんをお預かりします。

２．実施場所

芝山町子育て支援センター　はぐ～ん　芝山町小池９８０番地（芝山町保健センター隣）

３．開所日及び利用時間

開所日　月～金曜日
時　間　午前８時３０分～午後４時３０分
※土曜日・日曜日・祝日、12 月 29 日～1 月３日はお休みです。

４．一時保育の利用条件

（１）利用対象児童

芝山町に住所がある、生後５か月から就学前までの健康なお子さん（未就学児）
※里帰り出産によるご利用は、こども保健課子育て支援係までご相談ください。

（２）利用条件

利用形態	利用可能日数	利用条件	利用例
非定型的保育	週 ３日以内	①保護者が通常の認可保育園の入園基準に満たない就労等で家庭での保育が困難となる場合	就労 職業学校への通学
緊急的保育	月 15 日以内	②保護者の出産、疾病、事故、介護、看護、災害、冠婚葬祭、緊急かつ一時的に保育が必要となる場合	保護者の出産 保護者のけが 同居人の介護・看護 冠婚葬祭への出席
私的理由保育	週 １日以内	③保護者の心理的、肉体的負担を軽減するため	育児疲れ等、学校の行事、地域の文化活動の参加

５．利用の流れ

（１）利用申請及び面談

・子育て支援センター窓口にて利用申請書類の提出をお願いします。
・利用申請書類提出の際に一時保育を利用する児童と面談を行います。
※書類の提出及び面談を希望する際は必ず事前にご連絡いただき、面談日の調整をお願いします。

（2）利用予約

・一時保育を利用する際は、一時保育事業利用届を提出してください。

・一時保育事業利用届提出後、予約決定表をお渡しします。

※予約は１回当たりの利用は１時間を下限とし、〇時００分、〇時３０分での予約をお願いします。

・予約申込期日及び予約決定表お渡し日については、別紙「一時保育予約申込日程表」にてご確認ください。

※利用枠の空きがない場合はご利用できない場合がございます。

（3）キャンセルの連絡について

・利用をキャンセルする場合は、利用日前日 16:30 までにご連絡をお願いします。

・当日やむを得ずキャンセルする場合は、予約開始の 30 分前までにご連絡をお願いします。

※キャンセルについては別紙「一時保育キャンセルポリシー」をご確認ください。

6．提出書類

（1）利用申請及び面談時に提出していただく書類

① 一時保育事業利用申請書

② 一時保育登録票

③ 生活票

※利用区分によって下記表の書類を提出していただきます。

必要書類一覧			
利用区分	保育を必要とする状況	添付書類	備考
非定型保育	会社員、派遣社員、公務員、パート、アルバイト等の方	就労証明書	就労先にて証明書の記入をお願いします。
	自営業を営んでいる方	自営業従事届	
	農業を営んでいる方	農業従事者届	
	職業訓練のため通学している方	家庭状況申立書	在学期間が明記されている在学証明書、学生証等のコピーの添付してください。
緊急利用保育	妊娠中・出産後の方	出産予定証明書	母子手帳の写しを添付してください。
	入院している方	家庭状況申立書	本人の病状がわかるもの（診断書等）を添付してください。
	病人等の介護又は看護をしている方	家庭状況申立書	
	疾病がある方	家庭状況申立書	
	冠婚葬祭に出席される方	特になし	
私的理由保育	育児に伴う心理的、肉体的な軽減負担のため利用される方	特になし	

（2）状況によって提出していただく書類

・食物アレルギーがある場合又はその疑いがある場合　→直近のアレルギー検査結果の写し

・その他、けいれん、ぜんそく発作等がある場合　→直近の検査結果の写し

① 個別管理手帳

② 与薬依頼書

③ 消防機関への情報提供同意書

7．利用料について

（1）利用料につきましては下記のとおりとなります。

区分	保育料（３０分）
３歳未満児	１５０円
３歳以上児	１００円

※支払いについてはなるべくお釣りのないようにお願いいたします。

※利用区分は利用する年度の４月１日時点の満年齢となります。年度途中で誕生日がきて３歳になった場合でもその年度は３歳未満児の保育料となりますので、ご了承願います。

※生活保護法に規定する被保護世帯は無料です。

（2）保育料の無償化について

一時保育を利用する３歳児から５歳児までのお子さん、または、非課税世帯の０歳から２歳児のお子さんについては利用料が無償化の対象となります。

無償化の対象となるためには芝山町から「保育の必要性の認定」を受ける必要がありますので、該当する方は利用前にこども保健課子育て支援係にご相談ください。

※「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）が必要となります。

※認可保育所等に申し込みをされた方で、すでに認定を受けている方につきましては、改めての申請は不要です。

※３歳児から５歳児までのお子さんは月額 40,300 円、非課税世帯の０歳から２歳児のお子さんは月額 45,700 円を上限に利用料が無償となります。

（3）無償化となった利用料の請求について

利用料につきましてはお子さんが無償化の対象となった場合でも利用時に納入していただきます。その後、所定の請求書に領収書及び毎月発行される利用証明書を添付しこども保健課子育て支援係へご提出ください。

町で請求内容を確認したのち、指定の口座へ月額上限額までの利用料を償還払いいたします。

８．一時保育での一日の過ごし方の目安

８：３０　登所
９：３０　朝の会
９：４５　あそび
１１：３０　昼食
１２：３０　午睡
１４：３０　起床
１５：００　おやつ
１５：４５　帰りの会
１６：３０　降所



９．健康面について

一時保育では集団で過ごすため、一人ひとりが健康で安心して過ごせるように、利用する方々のご理解とご協力をお願いします。

つきましては、下記のような場合は家庭での保育をお願いいたします。

※下記表の疾患に罹患した場合やお子さんの体調が悪い場合は利用ができませんのでご注意ください。また、罹患したとき、症状があるとき、休むときは電話連絡をお願いします。

疾病名	利用停止の期間の基準
インフルエンザ	発症後５日を経過し、かつ解熱後３日を経過するまで
水ぼうそう（水痘）	発疹がすべてかさぶたとなるまで
はしか（麻疹）	熱がさがってから３日を経過するまで
おたふくかぜ （流行性耳下腺炎）	耳下腺、顎下腺の腫れが出た後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
百日咳	百日咳特有の咳が消えるまで
風疹	発疹が消えるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	症状が消えてから２日を経過するまで
溶連菌感染症	発熱などの症状がなくなるまで
結核	医師が伝染のおそれはないと判断するまで

※登所停止期間の定まっていない感染症（ノロウイルス・ロタウイルスなどによる感染性胃腸炎、手足口病、りんご病など）においても、医療機関に集団生活が可能かどうか確認してください。

※お子さんの体調が悪い時

症状	登所を控えるのが望ましい場合	理由
発熱	・２４時間以内に 38℃以上の熱が出ていた。 ・２４時間以内に解熱剤を使用した。 ・朝から 37.5℃以上の熱とともに、元気がなく、機嫌が悪い、食欲がなく、朝食、水分が摂れていない。	・とくに前日の夕方から夜にかけて 37.5℃以上の発熱が認められた場合、あるいは解熱剤を使用して解熱した場合は、翌朝解熱しても再度発熱する可能性が高いため登所を控えることが望ましい。
咳 **鼻水** **鼻づまり**	・咳、鼻水、鼻づまり等がひどく、夜間しばしば起き、寝不足であること。	・咳や鼻水や鼻づまりで夜間に起きたりする場合は、お子さんの体力は回復せず、他の感染症にかかりやすいため、いつもの元気がない場合登所を控えることが望ましい。
下痢	・２４時間以内に２回以上の下痢便、水様便が出ている。 ・食欲がなく、水分を欲しがらない、機嫌が悪く、元気がない。	・下痢の多くはウイルス感染で起こり、ごく少量のウイルスでも他の人に感染する可能性があるため、下痢をしている期間は登所を控えることが望ましい。
嘔吐	・２４時間以内に２回以上の嘔吐をしている。 ・吐き気があり、食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪い。	・嘔吐の多くは、ウイルス感染で起こり、発症後１週間以上にわたり便からもウイルスが排泄されることもある。嘔吐することで栄養が十分に摂取できず、体力が落ち、他の感染症にかかりやすい。 ・嘔吐が治まり、食事がとれるようになるまでは登所を控えることが望ましい。

・保育中にお子さんの体調が悪くなった場合は、保護者の方に連絡いたしますので、必ず連絡が取れるようにお願いします。
・利用日の朝は、お子さんの体温を測り、健康状態（咳や鼻水など）を確認してください。
・お子さんの既往歴をお伝えください。保育をしていく上で注意しなければならないことがありましたらお知らせください。(喘息・てんかん・熱性けいれん・脱臼・アレルギー等)
・一時保育では通常、薬の預かりや与薬は行っておりません。例外的に与薬を行うのは、医師が保育時間に与薬が必要と判断した場合に限ります。

１０．持ち物について

必ずお持ちいただくもの	
０・１・２歳児	３歳児以上
着替え(２組)	
帽子(普段使用しているゴム付きのもの)	
連絡帳	
ビニール袋(スーパー袋大１枚・小１枚)	ビニール袋(スーパー袋大１枚)
手拭きタオル（ループタオル or フェイスタオル）	靴
ストロー付き水筒又はマグ等(麦茶や白湯)	水筒(麦茶・白湯)
おむつ（５枚程度）及びおしりふき	
必要に応じてお持ちいただくもの	
０・１・２歳児	３歳児以上
お弁当（P８「お弁当･おやつについてのお願い」参照　） スプーン・フォーク	
おやつ （P８「お弁当･おやつについてのお願い」参照　）	
午睡用バスタオル２枚（あれば大判）・毛布(季節に応じて)	
スタイ・ガーゼのハンカチ・靴	手口拭きウェットティッシュ
手口拭きウェットティッシュ・ 食事用エプロン(回数分)	おむつ及びおしりふき
ミルク(１回量に分けて)・哺乳瓶	マスク及びマスクケース（巾着や保存袋）

※上記すべての物に、わかりやすいところに名前を書いてください。

※荷物はひとまとめにして、大きめのバッグに入れてください。

※その他の持ち物につきましては必要に応じてお知らせします。

１１．その他

（1）お子さんの送迎は、必ず保護者の方が行ってください。また、登所時は必ず職員に引き渡すようお願いします。

（2）登所前には、お子さんのお腹を満たしてお越しください。

１２．こども誰でも通園制度との併用について

こども誰でも通園制度と一時保育はそれぞれの目的が異なります。ご家庭の状況に合わせてご利用ください。

（1）こども誰でも通園制度とは

保護者の就労等の要件を問わず、保育所等に通っていないお子さんが、月一定時間（当町は 10 時間）まで利用できる制度です。お子さんが家庭とは異なる場所で、さまざまな人や物、環境に触れながら成長できる機会を提供します。

（2）制度の違いについて

項目	一時保育	こども誰でも通園制度
利用の目的	保護者の事情により、一時的に家庭での保育が難しいため	お子さんが家庭とは異なる場所でさまざまな経験をするため
対象	芝山町に住所がある 生後５ヶ月～就学前の健康なお子さん	保育所等に通っていない ０歳６ヶ月～満３歳未満のお子さん
利用時間	午前８時 30 分～午後４時 30 分	午前８時３０分～午後４時３０分 （月１０時間まで利用可能）
利用料金	３歳未満　１５０円 ３歳以上　１００円 ※減免あり	３０分　１５０円 ※減免あり

両制度を利用する場合、それぞれの利用要件を満たしている場合、併用して利用することができます。こども誰でも通園制度の１０時間を使い切ってからでないと、一時保育を利用できないというものではありません。また、こども誰でも通園制度を利用する場合、別途申請が必要になるため、同日に両制度を利用するのはお控えください。

お弁当･おやつについてのお願い

◎窒息事故防止のためのおかず選びや入れ方の工夫

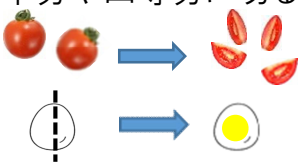
球状のおかずや表面がつるつるしている食材は、小さな子どもの喉に詰まりやすいため、**半分に切るなど喉に詰まりにくい形状で入れてください。**

また、さくらんぼや梅干しなど種のある食材は取り除いてから入れてください。

※離乳食を持参するお子さんは進み具合に合った大きさ、形状のものをお願いします。

※事故防止のため、つまようじやピックは使用しないでください。

〈注意すべき食材の具体例〉

食品の形態･特性	食材	備考
球形という形状が危険な食材	ミニトマト	半分や四等分に切る 
	うずらの卵	
	丸いチーズ	
	さくらんぼ	種を取り除いて半分に切る
	ぶどう	種、皮を取り除いて半分に切る
固すぎる･弾力がある食材（噛み切れずそのまま気道に入ることがあるので危険）	グミ	不可
	こんにゃく入りゼリー	不可

☆チョコレート、パックジュース、パウチゼリー、あめ、ガム等はご遠慮いただいております。

☆おにぎり、パン、いも類、果物類、クッキー、せんべい等は持参可能です。（冷蔵保管可能）

☆誤食防止のため、ケースや個包装の袋にも名前の記入をお願いします。





